

# のり夫とりつ子の やさしい法律問答



⑤

もし――

## 交通事故にあつたら(その2)

### 賠償請求はだれに

りつ子 もし交通事故にあつたら、すぐ警察に届け出ること。賠償の問題などは、市民相談室などで相談するといいなどは前号で知ったけど、そのほかのことについても知っておきたいわ。

のり夫 なるほど。それでは、交通事故の賠償請求は誰にするかということから話そうか……。

りつ子 あら、事故を起した加害者に請求するのと違うの?

のり夫 もちろん加害者本人が責任を負うのは当然だけど、加害者が死亡してしまったり、賠償能力がないなどの問題が出てくることもあるしね。加害者が業務上他人に損害を与えたときは、その雇主にも当然賠償責任が負わされるのだよ。それと、車の所有者とか未成年者の親にも、賠償責任があるのがふつうなんだ。

りつ子 要するに、賠償責任と賠償能力のある相手を見きわめることが大切っていうわけね。

のり夫 その通り。

### どんな損害を請求できるか

のり夫 次にどんな損害を請求できるかということなんだが……。人についての損害と、物についての損害を表にすると別表のようになるのだよ。

りつ子 交通事故にあつると、いろいろ出費がかさむと思うけど、そういういっさいの費用は請求できるのかしら。

のり夫 そうではないのだよ。やはり、一定の良識的な線が引かれているんだ。その基準は、治療その他に必要であったかどうか、妥当な性質、金額であったかどうかということだ。たとえば、入院中のテレビ購入費や、見舞客の接待費、お見舞返しや香り返しなどは、ふつう認められないのだよ。

りつ子 出費したものはなんでも請求できるわけではないのね。

のり夫 そうだよ。それと社会保険との関係や、被害者にも過失がある場合、その割合だけ差し引かれる過失相殺という問題もあるから、注意する必要があるね。

(以下次号)



今日もいたましい事故が

### 別表

#### 請求できるおもな費用

##### ■ 人についての損害

ケガの場合	①治療費関係費
	②休業損害
	③慰謝料
	④後遺障害による経済的損失
死亡の場合	①死亡するまでのケガによる損害
	②慰謝料
	③葬儀費
	④本人が生きていたら得られたはずの収入

##### ■ 物についての損害

- ① 修理・復旧・買い換え費用
- ② 休業損害

### 表紙のことば



富士市技能フェスティバルが、10月18日から3日間、ユニー吉原店で開かれました。

市内の大工・美容師・左官・紳士服仕立などの職人たちが、手づくりの良さを知ってもらおうと開いたもので、今年で2回目。

左官組合富士・吉原支部の宮崎さんは、漆喰彫刻の実演を披露。「コテがえし3年」といって、コテの上に材料をのせるのが一番むずかしい。一人前の左官になるには、やっぱし15年かかる」と話していました。

写真…宮崎武頼さん(49歳)八王子1丁目